

平成 2 0 年 2 月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成 2 0 年 2 月 7 日 開会
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

平成20年2月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程（第1号）

平成20年2月7日（木曜日）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 議案第 1号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 2号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合同規約の一部を改正する規約について
- 日程第 10 議案第 6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について
- 日程第 11 議案第 7号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例の制定について
- 日程第 12 議案第 8号 平成19年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 13 議案第 9号 平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 14 議案第 10号 平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 日程第 15 一般質問

会議に付した事件

日程第 1 議席の指定から

日程第 15 一般質問まで

出席議員(31名)

1番	井口 弘 君	2番	寺井 富士 君
3番	黒原 章 至 君	4番	平林 崇 行 君
5番	田中 賢 司 君	6番	向井 孝 行 君
7番	塚 寿 雄 君	8番	辻本 宏 君
9番	竹村 広 明 君	10番	山下 久美子 君
11番	前村 勲 君	12番	西林 武 仁 君
13番	福井 健 次 君	14番	所 順 子 君
15番	横矢 政 明 君	16番	畑中 秀 敏 君
17番	佐々木 裕 哲 君	18番	中島 孝 義 君
19番	清水 正 巳 君	20番	上野 諭 君
21番	森下 弘 君	22番	井上 光 博 君
23番	藤原 覚 君	24番	楠本 隆 典 君
25番	池口 公 二 君	26番	朝本 紀 夫 君
27番	橋本 謙 二 君	28番	三原 勝 利 君
29番	佃 奈津代 君	30番	佐古 守 君
31番	角 将 範 君		

欠席議員(なし)

説明のための出席者

広域連合長	玉置 三 夫 君	副広域連合長	山田 五 良 君
副広域連合長	木下 善 之 君	副広域連合長	奥田 貢 君
事務局長	平野 博 章 君	事務局次長	田中 友 喜 君
業務課長	増谷 弘 一 君	総務課 課長補佐	安井 正 典 君

業 務 課 石 谷 正 哉 君
課 長 補 佐

事務局職員出席者

書 記 長 小 畑 敏 道 書 記 瀧 本 光 司

午後 1 時 8 分 開議

議長 ただいまから平成20年 2 月 7 日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりであります。

この際、新たに広域連合議会議員に選任されました議員の仮議席の指定を行います。

このほど、新しく広域連合議会議員に北山村の佐古守君が選出されました。仮議席はただいまご着席の議席と指定します。

日程に入るに先立ち、広域連合長から招集のあいさつのため発言を求められておりますので、これを許可します。

広域連合長、玉置三夫君。

〔連合長 玉置三夫君 登壇〕

連合長 平成20年第 1 回の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私にわたり大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今回、北山村の議会議員選挙が行われ、広域連合議会議員に佐古議員がご就任されました。ここに心からお喜び申し上げます。

さて、本年 4 月の制度施行に向けて、後期高齢者医療の被保険者証の送付や、被保険者の方の年金から保険料の天引きの準備作業を市町村とともにやっているところでございますが、施行まで残り 2 カ月間を切った今でも、国から電算システム運用の確定した仕様書や様式等が示されていない部分がございます。

このため、国からの仕様書等が示された後の準備期間は大変短く、広域連合といたしましては、市町村と連携を密にして、適正かつ円滑な運営に努めてまいりますので、今後とも議員の皆様のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本会議におきましては、専決処分 1 件、条例に関するもの 7 件、予算に関するもの 3 件についてご審議をお願いするものでございます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長 次に、日程第 1、「議席の指定」を行います。

今回新たに広域連合議会議員に選任されました議員の議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長においてお手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により議長において、6番向井孝行君、25番池口公二君を指名します。

次に、日程第3、「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。

書記長 報告いたします。

平成20年1月22日付、和広第170号をもって、広域連合長から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。

次に、平成19年11月22日付、和広監第9号、平成19年12月18日付、和広監第10号、平成20年1月23日付、和広監第11号をもって監査委員から例月出納検査の結果に関する報告が参っております。

写しはお手元に配付いたしております。

次に、平成20年2月7日付、議員平林崇行君、黒原章至君、辻本宏君、西林武仁君、以上4人の諸君から、提出されました「後期高齢者医療制度の改善を求める意見書(案)」の取り下げ願いが提出されました。

以上でございます。

議長 ただいま、書記長から日程第15に予定をされておりました発議第1号「後期高齢者医療制度の改善を求める意見書(案)」について、提出者平林崇行君より取り下げ願いが提出をされました。

これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 異議なしと認めます。

次に、日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第14、議案第10号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」までの11件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、玉置三夫君。

〔連合長 玉置三夫君 登壇〕

連合長 それでは、議案の概要を申し上げ、詳細につきましては、事務局から補足をさせることにいたしたいと存じます。

まず、承認第1号「専決処分の承認について」と議案第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、これは、人事院の勧告を受けて改正をするものでございます。

議案第2号は「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、短時間勤務制度が導入されたことにより、改正を行うものでございます。

議案第3号は「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、育児休業条例の改正に伴い改正するものでございます。

議案第4号「和歌山県後期高齢者医療職員定数条例の一部を改正する条例について」でございますが、広域連合職員の人数が、平成20年度より13人から15人に増員されることに伴い、改正をするものでございます。

議案第5号「和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部を改正する規約について」でございますが、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合より、通知がありました「規約の変更に関する協議について」を受けて改正をするものでございます。

議案第6号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療臨時特例基金条例の制定について」でございますが、被用者保険における被扶養者の保険料の平成20年度特別措置に対応する財源を、適正に管理運営するため、制定するものでございます。

議案第7号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例の制定について」でございますが、給付費用に関する財源を適正に管理運営するため、制定するものでございます。

議案第8号「平成19年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」でございますが、被用者保険における被扶養者の保険料の平成20年度特別措置に伴い、国より補填される円滑導入臨時特例交付金の補正予算の議決をお願いするものでございます。

議案第9号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、歳入歳出6億7,435万7,000円でございます。繰入金を除くと平成19年度と比べて実質減額予

算となっておりますが、これは標準システム開発が終了したものと特別会計に計上したものがあつたためでございます。

次に議案第10号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」でございますが、歳入歳出1,078億4,121万9,000円となつており、これは保険料の試算に基づいたものでございます。また、一時借入金の借り入れ限度額は、100億円でございます。

以上簡単ではございますが、提出議案についての説明を終わります。何とぞご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長 次に、補足説明を行います。

平野博章君。

〔事務局長 平野博章君 登壇〕

事務局長 それでは、補足説明を行います。

承認第1号及び議案第1号から議案第10号までを一括してご説明申し上げます。補足説明を行う前に、承認第1号から議案第3号までにつきまして、条例改正の上程を行います。広域連合職員はすべて派遣元の市町村の条例を適用してございますので、該当者はございません。ご理解をお願い申し上げます。

それでは、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。

議案書の1ページをお願いします。

「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、人事院勧告により平成19年4月1日にさかのぼつて適用になるため、地方自治法第179条の第1項の規定により専決処分をしたもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。

和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例、第11条第3項中扶養手当でございますが、扶養親族のうち2人までについて、6,000円を6,500円に改め、第24条2項中勤勉手当について、支給割合は6月、12月ともに100分の72.5でございましたが、12月の支給割合を100分の77.5といたします。また、3ページから5ページにお示しのとおり、行政職給料表を改正いたしますので、ご承認をよろしくお願い申し上げます。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

16ページをお願いいたします。

人事院勧告により平成20年4月1日から、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例、第24条第2項中勤勉手当の支給割合を100分の75に改めることについて、定めてございます。

次に、18ページをお願いいたします。

議案第2号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本広域連合の条例の改正をいたしますので、議会の議決をお願いするものでございます。

主な改正点につきましては、部分休業において、対象となる養育する子の年齢を3歳未満から小学校修学の始期に達するまでに改正し、育児短時間勤務の制度を新たに定めてございます。

次に、33ページをお願いいたします。

議案第3号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児短時間勤務制度等の導入に伴い、該当職員の勤務時間等を規定するものでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について」でございます。平成20年4月1日後期高齢者医療制度施行に伴い、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の増員が必要となるため、改正をお願いするものでございます。

41ページをお願いいたします。

和歌山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例第2条第1項第1号中13人を15人に改めるものでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

議案第5号「和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合同規約の一部を改正する規約について」平成20年4月1日から御坊市日高川町中学校組合の事務の追加等をするため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき規約を変更するものでございます。

44ページをお願いいたします。

和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合同規約第10条第2項及び第3項中「（知識経験）」を「（識見）」に改め、別表第2、第3条第2号に関する事務中「（串本町）」の次に（一部事務組合）御坊市日高川町中学校組合を加えるものでございます。

次に、46ページをお願いいたします。

議案第6号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について」でございます。この条例は、これまで被用者保険いわゆる国保を除く社会保険や共済組合等の被扶養者で、保険料を負担してこなかった方について制度加入から2年間に限り、保険料の均等割額が5割軽減され、所得割額は賦課されない激変緩和措置を設けていましたが、昨年、国において、特例措置として、平成20年4月から平成20年9月までの期間においては、徴収されず、平成20年10月から平成21年3月までの期間については、均等割額の9割をさらに軽減することになりました。このため、この特例措置の軽減分の保険料が国から平成19年度に交付金として、補助されることになりましたので、全額、後期高齢者医療臨時特例基金として積み立てをするため、基金を設置するものでございます。

47ページをお願いいたします。和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例、第1条から第5条で設置、積み立て、管理、運用益の処理、繰替運用について定めてございます。

第6条で被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額の財源に充てる場合とその保険料軽減に関する広報啓発費用、施行のための準備経費等の財源に充てる場合、処分を認めると定めてございます。

第7条でその他の必要な事項は広域連合長が別に定めるとしてございます。

附則第1条で公布の日から施行することを定めてございます。

附則第2条でこの条例は平成22年3月31日限りその効力を失い、残額は国庫に返納することを定めてございます。

次に48ページをお願いします。

議案第7号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例の制定について」でございます。この条例は、保険料率の算定で、療養給付費、療養費、高額療養費・審査支払手数料等の支給額は、平成20年度は11カ月分、平成21年度は12カ月分の合計23カ月分で2年間の保険料を試算してございます。

一方、保険料もこの23カ月分の支給額を基本に算定していますので、平成20年度は2年間の保険料の2分の1分が平成20年度に入ってくることになり、支払い11カ月分に対し、保険料は11.5カ月分となり、平成20年度歳出総額から歳入総額を控除した場合、余剰金が出てまいります。しかし、平成21年度は、12カ月の支給に対し保険料は支給額に対する11.5カ月分しか入ってきませんので、平成20年度の余剰金を次年度の支出に備えるため、基金を設置す

るものでございます。

49ページをお願いいたします。

和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例、第1条から第5条で設置、積み立て、管理、運用益の処理、繰替運用について定めてございます。

第6条で処分について、給付費用に充てる財源が不足した場合、その不足額を埋める場合に限り処分することができるものと定めてございます。

第7条でその他の必要な事項は広域連合長が定めるとしてございます。

附則で平成20年4月1日より施行することを定めてございます。

次に、50ページをお願いいたします。

議案第8号「平成19年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,297万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,736万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年2月7日提出、和歌山県後期高齢者医療広域連合長の補足説明を行います。

歳入からご説明いたします。

歳入予算の内容につきましては、51ページに第1表として、款項ごとに計上してございますが、目及び節ごとにご説明いたします。

53ページをお願いいたします。

歳入の1目民生費国庫補助金高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金4億9,297万2,000円の補正でございますが、これは、これまで被用者保険いわゆる国保を除く社会保険や共済組合等の被扶養者で、保険料を負担してこなかった方について、制度加入から2年間に限り、保険料の均等割額が5割軽減され、所得割額は賦課されない激変緩和措置を設けていたましたが、昨年、国は、特例措置として、平成20年4月から平成20年9月までの期間においては徴収されず、平成20年10月から平成21年3月までの期間については、均等割額の9割をさらに軽減することにいたしました。

このため、この特例措置の軽減分の保険料が、国から、平成19年度に交付金として、補助されることになりましたので補正するものでございます。

歳出予算の内容につきましても、歳出を目、節ごとにご説明いたします。

54ページをお願いいたします。

歳出の1目後期高齢者医療費4億9,297万2,000円につきましては、軽減分の国庫補助金を全額、後期高齢者医療臨時特例基金として、積み立てをするものでございます。なお、この基金は、平成20年度に取り崩し、特別会計に繰り入れすることになります。

以上、平成19年度補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、55ページをお願いいたします。

議案第9号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億7,435万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借り入れの最高額は、2,000万円と定める。

平成20年2月7日提出、和歌山県後期高齢者医療広域連合長の補足説明を行います。

平成20年度の予算は、6億7,435万7,000円で、後期高齢者医療臨時特例基金の4億9,297万2,000円の繰入金を除きますと、平成19年度の当初予算の4億7,439万5,000円と比べて2億9,301万円の実質減額予算となっております。

主な理由といたしまして、分賦金に対応する電算関係の標準システム構築が平成19年度で終了することと、平成20年度一般会計から特別会計へ予算計上いたしましたので、歳出総額が約6割の減額となったことによるものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

歳入予算の内容につきましては、56ページの第1表に、款項ごとに計上していますが、歳入を目及び節ごとにご説明いたします。

60ページをお願いいたします。

1目市町村分賦金につきましては、30市町村の共通経費の事務費分賦金で、1億4,750万円を計上しています。

前年度と比較して、3億1,950万円の減となっておりますのは、さきに申し上げた理由によるものでございます。

61ページをお願いいたします。

1目民生費国庫負担金につきましては、みなべ町と上富田町の保険料の不均一賦課の国の

2分の1の補填分1,605万5,000円を計上してございます。

63ページをお願いいたします。

1目民生費県費負担金につきましては、みなべ町と上富田町の保険料の不均一賦課の県の2分の1の補填分1,605万5,000円を計上してございます。

国及び県、それぞれ2分の1の負担となります。

64ページをお願いいたします。

1目利子及び配当金につきましては、平成19年度補正予算で積み立てました後期高齢者医療臨時特例基金積立金利子120万円を計上してございます。

65ページをお願いいたします。

1目後期高齢者医療臨時特例基金繰入金につきましては、被用者保険の被扶養者の保険料の特例措置の国の補填分として、平成19年度に積み立てました基金を取り崩し、4億9,297万2,000円の繰入金を計上してございます。

66ページをお願いいたします。

1目繰越金1,000円は、費目とりでございます。

67ページをお願いいたします。

諸収入の1目預金利子1,000円は、費目とりでございます。

68ページをお願いいたします。

1目雑入57万3,000円につきましては、雑入の費目とりの1,000円と、広域連合が提供する官舎の3人分の自己負担分54万5,000円及び臨時職員3人分の雇用保険料自己負担分2万7,000円でございます。

以上で、歳入の説明を終わりました、続いて歳出の説明をいたします。

歳出予算の内容につきましては、57ページの第1表に、款項ごとに計上してございますが、目及び節ごとにご説明いたします。

69ページをお願いいたします。

1目議会費の310万3,000円につきましては、議員31人分の報酬と費用弁償、また、議事録作成委託料、議会の会場借り上げなどが主なもので、議会活動及び運営に要する経費を計上してございます。

次に、70ページから73ページまでの総務費の1目一般管理費につきましては、1億4,362万7,000円を計上してございます。

70ページをお願いいたします。

報酬の29万4,000円につきましては、正副連合長の4人分の報酬と、情報公開・個人情報保護審査会委員3人分の報酬でございます。

職員手当等の933万8,000円につきましては、15人分の派遣職員に係る地域手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当等でございます。

各種手当での支給につきましては、派遣元の市町村との協定書に基づき、広域連合が支給することになってございます。

なお、どちらで負担いたしましても、派遣職員の給与等は広域連合が全額負担することになります。

共済費の65万9,000円につきましては、臨時職員の3人分の非常勤職員公務災害補償組合負担金6,000円、社会保険料及び厚生年金保険55万4,000円、雇用保険料6万9,000円、労災保険料2万1,000円と、正副連合長及び派遣職員15人分の広域連合が支給する額に基づき計算されます地方公務員災害補償基金負担金9,000円でございます。

71ページをお願いいたします。

賃金の456万5,000円につきましては、3人分の臨時職員の賃金でございます。

なお、特別職及び一般職等の給与費明細につきましては、80ページから81ページの給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

次に、旅費の135万2,000円につきましては、正副連合長並びに職員15人分の普通旅費及び赴任・帰任旅費でございます。

交際費につきましては、10万円を計上させていただいております。

需用費につきましては、441万4,000円を計上してございます。コピー用紙等使用料及び事務用品等の消耗品費320万5,000円、会議用及び来客用お茶代等の食料費3万6,000円、封筒等の印刷製本費30万円、事務所修繕料の施設修繕料20万円、事務所のパソコン等の器具修繕料10万円、公用車の車両燃料22万3,000円、電算室の空調の電気代の光熱水費35万円でございます。

役務費の126万1,000円につきましては、事務連絡用郵便料及びメール便、電話料金・FAX・インターネット使用料及び財務会計システム回線使用料等の通信費114万5,000円、指定金融機関総括事務取扱手数料及び臨時職員健康診断手数料等の手数料9万円、公用車の任意保険料の車両保険料2万6,000円でございます。

次に、委託料57万4,000円につきましては、広域連合の情報発信のためのインターネット業務委託料並びに事務所のガラス清掃及びカーペット清掃委託料でございます。

72ページをお願いいたします。

次に、使用料及び賃貸料1,086万5,000円につきましては、担当者及び課長会議等の会場借料23万円、派遣職員官舎3室分の家賃・敷金・礼金等271万1,000円、日赤会館9階の事務所費約227平米の賃貸料614万9,000円、公用車リース料及びレンタカー等の車両借料60万1,000円、公用車及び来客用駐車場2台分の賃借料30万3,000円、テレビ聴視料のNHK受信料1万5,000円、高速道路通行料20万円、指定金融機関ファームバンキングのパソコンソフトの使用料1万3,000円、財務会計システム使用料64万3,000円でございます。

備品購入費の20万円につきましては、事務用備品購入費でございます。

負担金補助及び交付金の1億1,000万5,000円につきましては、研修会負担金8人分8万円、市町村の派遣職員給与等の15人分の負担金1億914万5,000円、電気料金は、本来、関西電力に直接支払うものでございますが、賃貸契約により家主であります株式会社スミセイビルマネージメントに支払う事務所電気代負担金78万円でございます。

次に、2目公平委員会費の12万6,000円につきましては、3人分の委員の報酬、共済費の非常勤職員公務災害補償組合負担金、費用弁償の旅費、事務関係の需用費でございます。

74ページをお願いいたします。

1目選挙管理委員会費8万2,000円につきましては、広域連合長選挙がございますので、選挙管理委員会の開催が必要となりますので、4人の委員の報酬及び非常勤職員公務災害補償組合負担金、費用弁償の旅費、事務関係の需用費でございます。

2目広域連合長選挙費4万3,000円につきましては、連合長選挙に伴う事務経費等でございます。

3目広域連合議会議員選挙費1万1,000円につきましては、岩出市、みなべ町、古座川町の議員選挙に伴う事務経費等でございます。

75ページをお願いいたします。

1目監査委員費の18万3,000円につきましては、2人分の監査委員報酬、共済費の非常勤職員公務災害補償組合負担金、費用弁償の旅費、事務関係の需用費でございます。

76ページをお願いいたします。

1目後期高齢者医療費3,211万円につきましては、みなべ町及び上富田町の不均一賦課分を特別会計へ繰り出しするものでございます。

77ページをお願いいたします。

1目利子10万円につきましては、広域連合の運営上、一時借入れが必要となる場合があ

りますので、その利子を計上してございます。

78ページをお願いいたします。

1目特別会計繰出金4億9,417万2,000円につきましては、平成19年度補正予算で計上いたしました国より受け入れた交付金及び利子を特別会計へ繰り出しするものでございます。

79ページをお願いいたします。

支出が予算計上の額で足りなくなった場合に流用いたします予備費につきましては、80万円を計上してございます。

以上で、一般会計予算の説明を終わります。

続きまして、83ページをお願いいたします。

議案第10号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,078億4,121万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は、100億円と定める。

これは、保険給付の支払いの1か月分に対応できるよう100億円と定めてございます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

これは、地方自治法の規定により、款内の各項間の流用ができるように定めたものでございます。

平成20年2月7日提出、和歌山県後期高齢者医療広域連合長の補足説明をいたします。

歳入予算の内容につきましては、第1表の84ページ、85ページに款、項ごとに計上させていただいてございますが、歳入を目及び節ごとにご説明いたします。

なお、本予算につきましては、昨年の11月20日の臨時議会に提案いたしました保険料率の試算資料の数値を基本に編成いたしてございます。

90ページをお願いいたします。市町村の負担金でございます。

1目市町村分賦金188億958万9,000円につきましては、30市町村の分賦金でございます。

事務費分賦金 4 億 1,440 万円につきましては、歳出の一般管理費 4 億 1,280 万円並びに賦課徴収費 100 万円及び健康診査費 60 万円等の負担分でございます。

保険料負担金 76 億 6,173 万 2,000 円につきましては、平成 19 年度被保険者数 13 万 9,371 人、1 人当たり 5 万 6,096 円、調定額 78 億 1,809 万 4,000 円と見込み、徴収率 98% として計上してございます。

療養給付費負担金 84 億 3,620 万 3,000 円につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律（第 98 条）」で負担対象額の 12 分の 1 に相当する額を負担すると定められてございます。

それぞれの市町村に住んでいる被保険者の医療費の対象負担額の 12 分の 1 を負担することになります。つまり、療養給付費負担金の市町村負担は、広域連合の見込み支給総額から、現役並み所得受給者の見込み支給額を控除した額の 12 分の 1 を負担することになります。

保険基盤安定制度負担金 22 億 9,725 万 4,000 円につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律（第 99 条）」の定めにより、均等割額の 7 割・5 割・2 割軽減及び被扶養者の 2 分の 1 の見込み軽減額の市町村負担分の 4 分の 1 を計上してございます。

91 ページをお願いいたします。国庫負担金でございます。

国庫負担金は、「高齢者の医療の確保に関する法律（第 93 条）」の定めにより、広域連合の見込み支給総額から、現役並み所得の受給者の見込み支給額を控除した額の 12 分の 3 を負担することになります。

あわせて、レセプト 1 件当たり 80 万円を超過する高額医療費に対して、4 分の 1 を負担することになりますので、1 目療養給付費負担金 253 億 860 万 9,000 円、2 目高額医療費負担金 2 億 2,659 万 3,000 円を計上してございます。

92 ページをお願いいたします。国庫補助金でございます。

「高齢者の医療の確保に関する法律（第 95 条）」の定めにより、広域連合の見込み支給総額から、現役並み所得の受給者の見込み支給額を控除した額 12 分の 1 を 1 目調整交付金 95 億 9,365 万 6,000 円を計上してございます。

93 ページをお願いします。県負担金でございます。

県負担金も、「高齢者の医療の確保に関する法律（第 96 条）」の定めにより、広域連合の見込み支給総額から、現役並み所得の受給者の見込み支給額を控除した額の 12 分の 1 を負担することになります。

あわせて、レセプト 1 件当たり 80 万円を超過する高額医療費に対して、4 分の 1 を負担することになりますので、1 目療養給付費負担金 84 億 3,620 万 3,000 円、2 目高額医療費負担金

2億2,659万3,000円を計上してございます。

94ページをお願いいたします。支払基金交付金でございます。

後期高齢者交付金は、「高齢者の医療の確保に関する法律（第100条）」の定めにより、広域連合の見込み支給総額から、現役並み所得の受給者の見込み支給額を控除した額の40%と、現役並み所得の受給者の見込み支給額の90%の合計額となり、1目後期高齢者交付金446億5,314万4,000円を計上してございます。

95ページをお願いいたします。共同事業交付金でございます。

1目特別高額医療費共同事業交付金5,934万6,000円につきましては、1件当たりの医療費が400万円を越す高額な医療費の発生に対し、リスクを軽減するため、全国47都道府県の広域連合が行う共同事業の交付金でございます。

96ページをお願いいたします。財産運用収入でございます。

1目利子及び配当金120万円につきましては、後期高齢者医療給付費準備基金積立金利子を計上してございます。

97ページをお願いいたします。繰入金でございます。

1目一般会計繰入金3,211万円につきましては、みなべ町及び上富田町の保険料が不均一賦課により、保険料が減額となりますので、減額分は国・県で補填され、負担金として一般会計の歳入で受け入れてございます。全額、特別会計に繰り入れをするものでございます。

2目その他一般会計繰入金4億9,417万2,000円につきましては、国が、被用者保険の被扶養者の保険料を制度加入から2年間に限り、均等割額が5割軽減され、所得割額は賦課されない激変緩和措置を設け、さらに、平成20年度に限り、特例措置を設けましたので、その補填分を、平成19年度補正として、計上し、平成20年度の一般会計予算でこの基金を取り崩し、繰り入れを行い、利子とあわせて特別会計に繰り入れをするものでございます。

98ページをお願いいたします。

1目延滞金1,000円は、費目とりでございます。

99ページをお願いいたします。

1目預金利子1,000円は、同じく費目とりでございます。

100ページをお願いいたします。雑入でございます。

1目返納金1,000円及び2目雑入1,000円は、費目とりでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

歳出予算の内容につきましては、第1表の86ページ、87ページに、款項ごとに計上してい

ますが、歳出を目及び節ごとにご説明いたします。

101ページをお願いいたします。総務管理費でございます。

1目一般管理費4億1,280万4,000円につきましては、需用費19万4,000円は、コピー等の事務用品でございます。

役務費5,476万6,000円は、各種通知の郵送料等2,243万9,000円、平成19年度一般会計に計上してありました広域連合及び市町村の電算システム処理に伴う専用回線利用等3,232万7,000円でございます。

委託料2億6,217万2,000円は、データ保管11万6,000円、システム運用委託2,066万4,000円、国保連合会への保険給付業務委託1,260万円、パソコンソフト保守委託32万円、レセプト点検委託6,582万1,000円、画像処理業務委託1,974万7,000円、第三者行為求償事務委託1,435万6,000円、医療費通知委託799万6,000円、柔整、針、灸のデータ作成、高額療養費償還払処理業務、葬祭費支給業務等のその他代行業務委託1億2,055万2,000円でございます。

使用料及び賃借料9,567万2,000円は、平成19年度一般会計へ計上してございました広域連合及び30市町村へ調達した電算機器等のリース料でございます。

102ページをお願いいたします。

1目賦課徴収費100万円につきましては、広域連合の賦課徴収に要する需用費91万5,000円及び郵送料の役務費8万5,000円等の事務経費でございます。

103ページをお願いいたします。療養諸費でございます。

療養諸費の各目の予算は、後期高齢者医療が4月1日から施行されますので、平成20年度は国の指示に基づき、11カ月分を計上してございます。

1目療養給付費1,028億4,238万3,000円につきましては、13万9,371人の被保険者の入院、入院外、食事療養費、薬剤、訪問看護等に係る支給額でございます。

1カ月約93億4,930万円の支払いとなり、年間1人当たり支給額は、約73万8,000円となります。

2目療養費22億5,645万2,000円につきましては、13万9,371人の被保険者の一般診療、柔整、補装具、あんま、マッサージ、針、灸、入院時食事療養費差額、入院時生活療養費差額等に係る支給額でございます。

1カ月、約2億513万円の支払いとなり、年間1人当たりの支給額は、約1万6,190円となります。

3目審査支払手数料3億3,410万円につきましては、13万9,371人の療養給付費、療養費等

の審査支払いの手数料を計上してございます。

老人保健では、1件当たり111円60銭でございましたが、1件当たり97円の手数料で、344万4,322件と見込んでございます。

1カ月、約3,037万円の支払いとなります。

104ページをお願いいたします。高額療養諸費でございます。

1目高額療養費7億5,712万7,000円につきましては、後期高齢者医療も国保と同様に、高額療養費として、被保険者が1カ月に要した個人及び世帯の医療費の負担額が一定額を超過した場合、その超過分を支給する制度が設けられており、この支給額を計上してございます。

1カ月、約6,883万円の支払いとなります。

105ページをお願いいたします。葬祭諸費でございます。

1目葬祭費2億3,724万円につきましては、さきの臨時議会で、「葬祭費として、3万円を支給する。」条例の議決をいただいております。

この条例に基づき、被保険者を13万9,371人、死亡率を5.67%と見込み、7,908人の支給分を計上してございます。

1カ月、1,977万円の支払いとなります。

106ページをお願いいたします。財政安定化基金拠出金でございます。

1目財政安定化基金拠出金1億368万4,000円につきましては、保険料の未納や給付の想定以上の増加による広域連合の財政影響に対応するため、国、都道府県及び広域連合が3分の1ずつ拠出し「財政安定化基金」を設置し、広域連合へ貸し付けを行うことになってございます。広域連合への貸し付けは、県が行い無利子でございます。

基金は、平成20年度から平成25年度の6年間で積み立てを行うとされてございます。

107ページをお願いいたします。特別高額医療費共同事業拠出金でございます。

1目特別高額医療費共同事業拠出金5,934万6,000円につきましては、歳入でご説明いたしました、1件当たりの医療費が400万円を越す高額な医療費の発生に対し、リスクを軽減するために全国47都道府県の広域連合が行う共同事業拠出金でございます。

108ページをお願いいたします。健康保持増進事業費でございます。

1目健康診査費1億3,391万2,000円につきましては、旅費31万4,000円は、保健事業推進協議会委員の費用弁償及び職員旅費でございます。

需用費261万9,000円は、健康増進等の啓発用パンフレット261万円、コピー等の事務用品9,000円でございます。

役務費 2万9,000円は、郵送料及びメール便でございます。

委託料 1億3,091万2,000円は、健康診査受診者 1万5,331人と見込み、市町村の介護保険の生活機能評価と同時実施により医療機関で行う個別健診委託料 1億1,312万8,000円、健診のデータ管理委託料1,778万4,000円でございます。

使用料及び賃借料 3万8,000円は、保健事業推進協議会の会場借り上げ料でございます。

109ページをお願いします。基金積立金でございます。

1 目後期高齢者医療給付費準備基金積立金 6億7,646万円につきましては、保険料率の算定で、療養給付費、療養費、高額療養費、審査支払手数料等の支給額は、平成20年度は11カ月分、平成21年度は12カ月分の合計23カ月分で2年間の保険料を試算してございます。

一方、保険料もこの23カ月分の支給額を基本に算定してございますので、平成20年度は、2年間の保険料の2分の1分が平成20年度に入ってくることになり、支払い11カ月分に対し、保険料は、11.5カ月分となり、平成20年度歳出総額から歳入総額を控除した場合、余剰金が出てまいります。

しかし、平成21年度は、12カ月の支給額に対し、保険料は、支給額に対する11.5カ月分しか入ってきませんので、平成20年度の余剰金を、次年度の支出に備えるため、基金に積み立てるものでございます。

110ページをお願いいたします。公債費でございます。

1 目利子600万円につきましては、広域連合の運営上、一時借り入れが必要となる場合がありますので、利率は、1.5%を見込んで、その利子を計上してございます。

111ページをお願いいたします。償還金及び還付加算金でございます。

1 目保険料還付金71万円につきましては、保険料の還付金を計上してございます。

2 目償還金1,000円は、費目とりでございます。

112ページをお願いいたします。予備費でございます。

1 目予備費2,000万円につきましては、支出が予算計上の額で足りなくなった場合に流用するために計上してございます。

113ページをお願いいたします。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございますが、広域連合内及び30市町村に設置していますサーバ等の電算機器のリース料でございます。

昨年臨時議会で債務負担行為の補正により、限度額が4億1,457万8,000円となっております。

います。

前年度末の支出見込みは3,189万1,000円、平成20年度から平成23年度の支出予定額は、3億8,268万7,000円でございます。

財源は、一般財源で、市町村分賦金で負担していただくこととなります。

以上で補足説明を終わります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長 以上で提案理由の説明が終わりました。

しばらく休憩します。

午後2時 7分 休憩

午後2時20分 再開

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4から日程第14までの議事を継続し、まず、日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5、議案第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第9、議案第5号「和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部を改正する規約について」までの5件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

13番。

福井議員 13番、福井です。

1点だけ、議案第1号、17ページのところでお尋ねします。簡単な問題ですが、勤勉手当、これはどういう意味で支払っているのか、どういう場合に支払うのか、九度山町でもあるんですが、この問題を質問しても、なかなか要を得た答弁が出てこない。広域連合でしたら、住民が納得するこの答弁をされることを期待しまして、お聞きするわけです。

議長 事務局長、平野博章君。

事務局長 13番、福井議員の質疑にお答えいたします。

勤勉手当の根拠につきましては、昨年3月の臨時議会において可決、ご承認いただきました条例第20号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例」に基づき支給してございますので、ご理解をお願い申し上げます。

議長 13番。

福井議員 そういうことはわかっているんです。勤勉に仕事をするというのは、地方公務員が仕事をする場合、国家公務員がする場合、勤勉にこの仕事をするのは、地方公務員も公務員法、国家公務員法に決められている。

だから、当たり前なことなんです。だからね、私はいろんな議会の内容を住民にほとんどすべて公開しておりますが、住民はこの問題について納得してくれない。勤勉に仕事をして当たり前なのに、なぜ勤勉に仕事をしたら手当つくんや、そんなんおかしいやないか、こう言われるんですよ。

だから、条例に書いてあるさかいに、というわけでは、住民が納得してくれないんです。

だから、例えば、この病院へ行くとか、それとか、もう有給休暇がなくなったのに、休暇をとったとか、そういうことがなかったら、勤勉手当といたら、これ同じことですね。

だから、どういうときにこの勤勉手当を払うのか、それとも、すべての職員に払っているのか。すべての人だったら、すべての人、勤勉に仕事をしていると、それはまた当たり前のことであるわけですから、これ住民が納得いくような答弁をしてください。説明をできるような答弁をしてほしいなというふうに思うんですわ。

議長 事務局次長、田中友喜君。

事務局次長 難しい答弁になるんですけども、実は国家公務員の中でいわゆる人事院というのが決められてございまして、これがいわゆる国家公務員の給与を規則等を設けてやっておりますと、それは基本的には民間のそういう企業と我々国家公務員及び地方公務員に対して、給与等の水準が均衡するように、高ければ国家公務員の給与、ここ数年来下げている場合が

ございます。

そういうことで基本的にはなっておるわけで、その中で期末勤勉という、こういうボーナスの支給が定められておるわけでございます。

そういう中で、地方公務員法の第24条において、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は条例で定めますよというふうになっておるんです。そして、地方自治法で、第204条では普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、いわゆる我々一般行政の職員、それから、地方公共団体の職員ということになってございますけれども、このことについては、いわゆる条例を設置すれば、通常、支給されるのは、条例で前項の職員に対して、児童手当、それから、福井議員がおっしゃっている期末勤勉手当を支給することができると、このようになっておるわけです。

ですから、広域連合の局長の方からの説明したように、根拠はこれらの法律とあわせて広域連合の中で条例をせんだって出している、3月ですかね、昨年3月に可決していただいている、これがもともとの根拠ですよということです。

だから、市町村で条例を設置しなければこれは支給できないというふうになってございますので、条例を設置していますので、支給できると、だから、その大もとの根拠というのは、我々も非常に難しいんですけれども、いわゆる期末勤勉手当というものがこういう中で全部折り込まれていますので、ただし、勤勉手当につきましては、福井議員さんのおっしゃるとおり、病気で長く職につけない、それから、年休、20日でございますけれども、その年休がなくなれば、これは勤勉手当、支給、全額できませんということになってございます。

そういうことで、もともとは国家公務員、それから人事院勧告、それから地方公務員法、自治法、それから市町村と広域連合の条例に基づいて支給する。

以上でございます。

議長 13番。

福井議員 要するに、法律で決まってるから出すということですね。

人事院の勧告で給料が上がる場合は、本給だって、我々、私企業行っていたって、ちょっと、給料の中身の呼び方も違うので、それを理解していただきたいんですが、その本給というのか、賃金そのものが、上がるわけです。それ以外のもの、そしたら、勤勉手当も上がる。それは、法律に載るとると、だから支給しとるんだ、ということですね。

議長 事務局次長、田中友喜君。

事務局次長 そのとおりでございます。

ですから、法律、条例の規定なしに支給することはできませんので、載っていますので、これは当然これは支給するということでございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

福井議員 もう一度だけお聞きしたいんですが……

議長 13番、座ってください。座ってください。議長、許可をしておりません。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

13番。

〔13番 福井健次君 登壇〕

福井議員 13番、福井です。

この案に反対の立場で討論を行います。

それは、先ほど説明されたように、支給することができると、こう答弁されました。つまり、それであるならば、支給しないこともできるわけです。

ですから、私は住民が納得なかなかしてくれないと、法律に載っとるから払うんだと、そういうことだけでは、住民は納得してくれないんですよ。私はそういう公務員のできる限り、賃金を減らしたいと、そういう立場からではなくて、国民が納得する、住民が納得できる、そういう賃金にすべきだと、体系にすべきだと、また、そういう支払い手当の、即応した名目にすべきだと、そういうふうに思うんです。

ですから、住民が納得できないような手当の名目であったり、支給できる、また支給しないこともできるというのであれば、今の状況の中で支給しない方がいいというふうに私は考えています。

そういう立場で反対をいたします。

議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、議案第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第5号「和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の一部を改正する規約について」までの5件を一括して採決します。

この5件については、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数。

よって、議案第1号から議案第5号までの5件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、議案第6号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、議案第6号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について」を採決します。

本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第11、議案第7号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例の制定について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

13番、福井健次君。

福井議員 13番、福井です。

この基金条例の中に、「金融機関への預金その他最も確実な、有利な方法により保管しなければならない」というところですが、この「有利な」というところに、「有利で安全な方法に」というふうにすべきじゃないかなという、疑問があるんですよ。

これは、それを入れていないのは、どういうことなんですかね。国の年金基金もこういうふうに、「安全」ということが入れられています。

より、この住民、みんなのお金ですから、やはり最も確実で安全であるということが望まれると思うんですが。

どうお考えですか。

議長 事務局長、平野博章君。

事務局長 13番、福井議員の質疑にお答えいたします。

地方自治法235条の4で、「普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。」と定められてございます。

また、厚生労働省保険局の参考例におきましても、「最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。」と示されてございましたので、提案いたしてございます。

条文は適切であると考えてございます。

以上でございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、議案第7号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例の制定について」を採決します。

本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第12、議案第8号「平成19年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、議案第8号「平成19年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決します。

本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第13、議案第9号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

13番、福井健次君。

福井議員 13番、福井です。1点質問いたします。

この予算の中には保険料というところがないと思うんですが、保険料が各市町村から集められてきて、この予算にたしかに分担金、負担金ということで、この歳入に入っているというふうに私は理解しておるんですが、その立場で、それで間違いはないですか。

間違いなければその方向でお尋ねをいたしますが、これから、この予算を組む中で、今後の保険料の見通しはどうなのかということも検討されていると思うんですよ。だから、それを検討されておられましたら……

議長 ちょっと待ってください。

今やっておりますのは、議案第9号。

福井議員 失礼しました。10号のところをやっておりましたので、9号ですね。

会場費40万円というのが、金額上げているんですよ。これは、定例会がたしか2回というふうにお聞きしているんで、この費用ですが、この費用ということをお聞きしたいのと、もう一つ、以前にも、最初の議会でしたかね、もっと安い公共施設、借りられないんかなというふうな意見をされた方もあったと思うんですが、この近辺、また、内田、粉河、といったところですね、有田でも、こういった対座できる場所、どこでもあると思うんですよ。似ているところもあるでしょうけれども、毎月使っているというふうな状況は極めて少ないというふうに思いますので、公共施設を使えばもう少し安くできるんじゃないかと、このようなこと、ホテルで、豪華なところで会議ができるのは、うれしいですけど、少し、住民の皆さんに申しわけないというふうに思いますけれども、そういう、方法を本当に、前回の質問があった後で、吟味されたのかということをお聞きしたいんですが。

議長 事務局長、平野博章君。

事務局長 13番、福井議員の質疑にお答えいたします。

議会費の会場借り料の40万円は、3回分の費用でございます。昨年の1回分が会場と議員さんの駐車料金を含めて、約11万9,000円ございました。その額の3回分として、時間延長等を考慮いたしまして、40万円を計上させていただいております。

31名の議員さん、執行部10名、傍聴人35名、76名以上の収容できるということ、マイク設備や議員さん及び傍聴の方の駐車場の確保ができること、食事ができること、それと、公共施設には使用目的がそれぞれ定められてございますので、平日に限られる公共施設は、自治会館しかないような状況でございます。

ただし、自治会館は5時に閉館いたしますので、5時以降に会議がずれ込んだ場合を想定いたしますと、借り上げができません。駐車場の確保もできません。また、和歌山市以外の会場を求めた場合、さきに述べた以外に、利便性が悪いことや、職員の出張旅費や、レンタカーの借り上げ等の費用が生じてまいります。

これらをかんがみ、今後も和歌山市内で開催していきたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。

これより、議案第9号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決します。

本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第14、議案第10号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

13番、福井健次君。

福井議員 13番、福井です。

先ほどは失礼をいたしました。

この予算の中で、政府もこの国民の支払う保険料、後期高齢者医療の保険料、これが増え
ていくというふうに予測しておりますが、広域連合では、この保険料はどういうふうになっ
ていくというふうに予測をしておりますか。

議長 事務局長、平野博章君。

事務局長 13番、福井議員の質疑にお答えいたします。

どのような見通しを持っているかのご質問ですが、昨年2年間の見込みの中で、保険料
率を決定し、議決をいただきました。

広域連合といたしましては、2年間、後期高齢者医療の運営を行わなければ、見通しも持
てない、また持つことができないのが実情でございます。

なお、被保険者数がふえれば、全体の保険料額は増加いたしますが、1人当たりの保険料
はふえるとは限らないと考えてございます。

つまり、被保険者に医療費が増加しなければ、現状の1人当たりの保険料は増加するこ
とがないと考えてございます。

以上でございます。

議長 福井健次君。

福井議員 13番、福井です。

政府とか、ほかのところで試算しておるのは、今までの高齢者の医療実態、そして、今後、
75歳に、5年、10年になっていく、その前、その人たちがどういう医療行為をやっているのか、
いろんな資料を集めて、保険料がどういうふうに変遷していくだろう、そういうことを試算
をしとるんですよ。

だから、厚生労働省の中の幹部もどんなふうに言うとかといたら、この今、こういう
医療制度をつくったんだ、後期高齢者の皆さんに大変な医療費が要とるんだということを
認識するために、こういう保険料の徴収をするんだと、こういうふうに言っているんです。

だから、その間も、どんどんと、上がっていく、そういう見込みのもとに話をしている
ということですから、広域連合のほうももっと国のいろんな統計、いろんな情報を集めて、広
域連合として、一定のこの見通しを立てる必要があるんじゃないかと思うんですが、いかが

ですか。

議長 事務局次長、田中友喜君。

事務局次長 まず、2年間の見通しといたしますか、立ててございます。

それで、その中で4%程度の医療費が過去の実績から伸びるだろうというふうに思っております。

その中でただ、この2年間で保険料率、医療費のいわゆる支払い分、すべて2年間でトータルでいわゆる2年間の保険料、保険料率を決定してございまして、それ以後、国がいろんな形で言われておるんですけれども、ただ、先ほど局長の方からご説明したように、現在でも、全国で医療費の安いところは保険料率が安くなっております。そういうことで、和歌山県内の広域連合の実際、現実的には、過去の3カ年の老人保健の医療費を拾っておりますけれども、ここら辺が今後どう伸びていくのかなということで、現状では、2年間は4%程度の伸びを見てございます。

それをずっと、福井議員さんがおっしゃる何年か先ということでしょうけれども、ただ、我々も2年後に、これは国がいろんな形でまた制度を変えてくる可能性もありますね。そういう中で心配されている、我々が心配しているところは、後期の医療費、被保険者がかなりふえてくると、支援金を負担する方が減っていくという状況になるわけですよ。支援金を持っていた方が、75歳以上になれば、支援金を払う人が後期へ来ますんで、そこら辺で我々、一番心配するのは、この支援金の負担が将来非常に大きくなってくると、ということは支援金を払う方々が人口が、今日本、減少していますし、そういう中で、支援金の割合が、全体の4割を支援していただくことになってございますので、そこら辺には我々も非常に不安を感じている部分であると、これはかなり先の話でございましてけれども。ただ、現状では、2年間本当に、本音といたしまして我々も、これはやっぱり制度を運営して行って、医療費の適正化がきちっと進んだりとかいう部分もありますけれども、医療費が下がれば、市町村の負担もなくなりますし、保険料も少なくなると。ただし、本当に心配なのは、その支援金が、将来としては非常に大きな問題になるんじゃないかなと、このように考えておるところでございます。

ただ、国の制度、今後、変えていくということも我々も視野には入れてございますけれども、これはどのように変わるかというのは、今のところ予測は出せるということではできませんので、大体医療費の伸びは4%くらいが伸びていくんだろうなというふうに、これもあと2年間、運営をして、きちっとした分析をそれぞれやる必要があるんじゃないかなと、この

ように思っております。

議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

13番、福井健次君。

福井議員 13番、福井です。

今提案されております予算案に反対の立場で討論します。討論は簡単にいたします。

この予算は世界にも例を見ない、75歳以上のお年寄りと65歳以上の障害者、この人たちを後期高齢者医療制度というところに強制的に入れ、そして差別医療がされると、そういう中身の医療を行う予算の想定になっているはずであります。

したがって、その75歳以上のお年寄りが大きな差別をされた医療という中身は、次に一般質問を予定しております。その中で申し上げます。

重なれば皆さん方に時間をとらせるということで簡単に今言いましたように、そういう高齢者を差別する、これは人道上も許せないし、日本国憲法に何人も差別されることはない、また、国連の、高齢者のための国連原則、ここにも、お年寄りの尊厳、そして差別とか、そういう虐待とか、一切されないことを高齢者に提供すべきだと、各国に要請をしていると、それにも反す、そういう立場から反対をしたいと思います。

以上です。

議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、議案第10号「平成20年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」を採決します。

本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

お諮りします。

ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理

を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

次に、日程第15、「一般質問」を行います。

13番、福井健次君。

福井議員 13番、福井です。

通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1番目にこの4月1日から実施を予定しております後期高齢者医療制度、これを中止して、そして住民に説明をする、そして住民の意見を聞きながら、住民を同意をもって実施していく、そういう方向に変えるべきであると思います。連合長の考え方をお聞きしたい。そして、こういう結論に至った私の考え、理由をお話しさせていただきます。

今、政府のほうに自治体、全国の自治体から2月1日現在で503の自治体から政府に中止撤回、また見直しをなさいと、そういう意見書が上げられております。和歌山県下ではたしか直近の情報では、15、ちょうど半分ですか、50%の自治体が中止撤回または見直しの意見書を上げています。

これが私は住民の、国民の大きな力だと、そして、この制度に納得していないということのあかしだというふうに考えています。

そして、この後期高齢者、先ほども言いましたように、75歳になったら切って、65歳以上の一定の障害を持った障害者、後期高齢者医療というものに強制的に入れてしまうと、そして、福田総理も世界に例がないと国会で答弁していますが、世界にも例のない高齢者、差別する医療保険、これをやっ払いこうということで、その差別の実態というのは、例えば年金、これ国民年金でしたら1人1カ月6万円、少ない人では1万5,000円、ゼロの人もおるそうです。しかしながら、この生活水準にも満たない収入であるにもかかわらず、容赦なく強制的に保険料、そして介護保険料をこういう少ない収入の人からも取り上げる、これは明らかに憲法違反です。なぜなら、憲法にはたしか25条でしたか、国民は、国民だれでも最低の文化生活を営む権利を有する、そして、それを政府や自治体にそれを保障するように憲法は要請しています。

ですから、本来、生活保護レベル以下の収入の人には、保険料も税金もかけられないというのが当たり前のことなんです。それが収入ゼロの人でも、それは実在するんか、この和歌山県には知りませんが、それも普通徴収で保険料を支払わさせるということが盛り込まれています。

これは、先ほども言いましたように、憲法に違反する。国会の国連の決議にも違反すると、そういう内容であると思います。

また、高齢者担当医、つまり慢性病を持った高齢者、後期高齢者、この方はその人が選べるそうですが、医療機関を指定して、そして、そこしか行けないと。ですから、お年寄りには慢性病は1つだけじゃないんですね。内臓の悪い人は内科だったら、ここでいけますけれども、目が悪い、歯が悪い、鼻が悪い、いろいろあるんですよ。目なんかも、慢性病があります。ですから、そういうこともまだ明らかになっておりませんが、今の状況の中で、政府の言っている中では、一つの診療機関しか行けないという可能性があるんです。

まだまだ4月までに相当の意見書、抗議が来ていますんで、まだ、どういうふうになるか一定わかりませんが、現在のところ、そういう状況であります。

ですから、そのような高齢者、75歳以上のお年寄り、できる限り医療費を少なくするんだという目的、国全体としては、この後期高齢者医療制度を創設することによって8兆円の国の予算を浮かすんだと、その前提のもとに後期高齢者医療は発足させるということで、ですから、当然75歳以上のお年寄りの医療は削減されるという前提で見なければならぬというふうに私は思います。

そして、これは先ほど議員の中から、包括払い、これはもう政府は取り下げるといふようなことも聞くけれどもというような話でありました。しかし、きょうの新聞にもこの問題は載っていました。

ですから、まだこれは、決定されていない。国民の怒りを恐れて、次の選挙を恐れてか、そういうところも撤回する、すればいいですけど、まだ、今のところは撤回するのは決定していないように思います。

ですから、この点も取り上げますが、この医療費、高齢者には制限を加えるという、つまり、どういう検査をした、どういう治療をした、このどんな治療や検査をしても、ここまででお金使ったら終わりだといふふうにするのか、もしくは、医師連盟等お医者さんのグループでは、診療点数に調整をして、そして医療費を少なくする、そういう方法もあるので、そういうことも国は検討しているそうだとおっしゃっていますが、制限を加えて、一般

の74歳以下の人よりも差をつけて、そういうことが目的の包括払い制度であります。

この問題について、東京系のテレビ、1月何かに、著名な脳外科のお医者さんがおられて、上山博康さんといいましたが、この制度について、やがて、公園に死体が転がる時代が来ると、執行するのが理解できないと、痛烈にテレビでもって東京都民等が見ているテレビで批判をいたしました。

今までにも、この後期高齢者医療は実行に移されていない中でも、今まで公園にほうり出されていた高齢者があって、新聞に載ったと思うんですが、そういう状態が、後期高齢者医療制度が始まれば、医療に携わっている人たちは、公園に死体が転がる状態がふえてくるんじゃないか、そういうふう心配せざるを得ないような実態が生まれているということであります。

それから、終末医療、つまり、この患者はもう治ることはない、死へと一直線に向かっている、そういうことを医療機関が判断します。そうして、患者とその家族を説得、医療機関がして、家庭療養にさせたとすると、その病院には手厚い診療報酬が配分されると、そういう内容もあるんです。

しかし、受け入れてくれる人があるお年寄りならまだいいですよ。受け入れ先のないお年寄りのほうが物すごい多いんです。九度山の実態からいっても、ひとり住まいのお年寄り、女性が断然多いんですが、そういう人が九度山の一番ど真ん中でも、周り見ても全部ひとり住まいやと、そういうところがあるんですよ。そういう人たちがこういう終末医療いう状況になったら、どういう結果になるのかと、私は背筋が寒い思いがいたします。

それから、先ほども年金の強制徴収を話ししましたけれども、月額1万5,000円以上の人から、強制的に徴収するわけですね。無収入の人からも普通徴収で取り立てる、これは、サラ金もこんなことしませんよ。この状態を厚労省のこの幹部なんですが、医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者がみずから自分の感覚で感じとっていただくことにした言ってます。そして、OBはこう言っています。あれは、うば捨て山だって言うんですよ、後期高齢者医療はね。長生きしたら罰則を加えられるようなものですよ、これ。しかし、このようなめちゃくちゃな医療制度は、決して長続きしないというふうに思います。今後、国民の怒りが厳しく、今激しく燃え上がっています。

厚生労働省の人が将来の見通しについて、5年ぐらいはもつというぐらいいの見通ししか持てない、そういう状況にあるんです。そして、その上に、先ほども、質疑の中で言いましたけれども、被保険者に保険料は後期高齢者がふえるほど、また医療費が上がるほどどんどん

と値上がりをしていく、しかし、高齢者は年金が上がるということはありません。よ
より一層この高齢者はどん底に突き落とされる可能性が高いと、こういうふうに思
います。

こういう制度を連合長は是が非でも押し通すおつもりか。私は憲法や、憲法に違反する
こういう制度は間違っている、広域連合は自治体です。国が上部団体でも、市や町が下部団体
でもないんです。対等の関係にある自治体です。ですから、この広域連合のこの医療保険制
度は一定の修正を加えたり、住民の意見がなかなか、このまとまらない、こういう中で、意
見を聞くための、この実施をおくらせるということは当然法律上もできると思います。

ですから、そういう方向をお考えにならないのかということをお尋ねしたい。

それから、2つ目の質問ですが.....

議長 福井議員に申し上げます。

質問通告をいただいておりますので、質問通告に、ひとつ従って、簡潔にお願いをいたし
ます。

〔「そのとおり」と言う人あり〕

福井議員 だから、今、後期高齢者の医療は今終わったんです。2つ目です。

議長 どうぞ質問を続行してください。簡潔にお願いします。

福井議員 そない簡潔にできるほど、この制度は簡単じゃないんですよ。

2つ目にお尋ねしますが、この後期高齢者の保険料が高いということで、東京は減額して
おるんですよ。ですから、後期高齢者、広域連合から県に対してそういう保険料を低くする
ための援助をしてほしい、補助金が欲しいと、そういうことをこの要求してもらいたいとい
うふうに思うんですが、それについてお考えをお聞きしたい。

それから、3つ目です。健診の自己負担が600円です。国民健康保険であったときには、各
町で健康診断、基礎診断というのかな、検査というのは、無料でやっていた。しかし、この
広域になったら600円、基礎検査はしないということらしいです。

だから、広域でもこの検査は無料にすべきじゃないか。そうでなかったら、差別ですよ
ね。ですから、この600円を無料にする、そういう方向を模索していただきたいと思うん
ですが、お考えはどうでしょうか。

それと、4つ目ですが、病院の窓口で支払う一部負担金の減額措置は前議会で要綱の中
でどのようにか知りませんが、行うという答弁をいただきました。どのように措置され
たのか、また条例改正がこれを行う場合には必要であるというふうに思うんですが、どう
でしょうか。

そして、5つ目に、この広域連合に入っている個々の自治体、市町村段階で独自に減額することは可能か、お聞きしたいと思います。

以上5点、よろしく答弁をお願いします。

議長 広域連合長、玉置三夫君。

〔連合長 玉置三夫君 登壇〕

連合長 福井議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目につきましては、診療報酬や年金天引き等、るるご意見をちょうだいいたしましたけれども、特別地方公共団体でございます広域連合は、法律を遵守しなければなりません。したがって、4月1日の施行を中止することはできませんので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、2点目でございますが、昨年10月23日付で後期高齢者医療制度における保健事業の県費補助を求める要望書を既に提出いたしてございますので、ご了解いただきたいと思います。

3点目につきましては、後期高齢者医療の被保険者は生活習慣病の有病者が非常に多いのが現状でございます。このため、生活習慣病対策の健診を受診できる方が非常に少なくなることが予測できます。また、健診の費用は被保険者の保険料で賄われることとなりますので、一定の個人負担をお願いしたものでございます。

第4点目でございますけれども、「高齢者の医療の確保に関する法律」の第69号で定められておりますので、条例措置の必要はないものと思います。また、要綱につきましては、1月17日の担当課長の幹事会にたたき台を提出してございます。

現在、関係市町村と協議中で4月1日の施行までに作成する予定でございます。

5点目、最後でございますが、昨年の参議院議員、参議院の厚生労働委員会で質問がございまして、厚労省の保険局長が次のように答えております。広域連合の収入の一部として、一般会計からの繰り入れを行うといった方法によりまして、都道府県及び市町村において議会の議決等の手続を経た上で、独自に保険料の減額を行うことは妨げられるものではないということでございまして、市町村で独自に減額することは可能であるということでございます。

以上でございます。

議長 13番。

福井議員 13番、福井です。

今の連合長の答弁、極めて、明快で、簡単で、このようにすべきだという見本ですかね。

私もなるべく簡潔にしたいというふうに思うんですが、法律を遵守して、この今の後期高齢者医療の中身というのは、高齢者の医療の確保に関する法律、これにも反していますよ。なぜかといいますと、今言いました法律の中には、目的のところですけども、適正な医療、適正な医療費、こない書いてある。75歳以上のお年寄り、差別をして、劣悪な医療保険の中で我慢しなければならないようなことは条文には、一ふりもないんです。

そして、国は明らかに、「適正な」というのを悪用しておるんですよ。「適正な」というのは、広辞苑でも、「ぴったりあった」という、「特性に合った」ということです。これを解釈する際にどうしなければならないのか、これは日本国憲法の原則に従って、この条文を見る必要があるんです。

それは、行政マンだったら、知らなければならない、知っていなければ行政マンは務まらない、そういうふうに思うんです。そうでなかったら、こんなに木で鼻くくったような答弁できんです。お年寄りは、病気にかかりやすく最もリスクを持っています。抵抗力が衰えています。判断力も衰えている。記憶力も衰えています。病気にかかったら、なかなか治らない。そして、けがをしたら、なかなか治らない。私でも、ちょっとこの肩突っ込んだので、1年くらいかかるようになってきました。若いときは半年でよかったけれども、今1年かかる。75歳以上になったら、2年か3年かかるかもわからんし、一生も治らんかわからん。

そういう特性に合った医療をなさないと、これが憲法に基づく高齢者医療のあり方ですよ。それが、どこからこういう間違うんか知らんけれども、もう、75歳になったら、あと残り少ないんやさかい、そない金かけらんでもええやないかというふうなことをもっと、ソフトな形で官僚は相談しとるんです。

しかし、私はそのものに言っとる。もうあと残り少ない、何も仕事ができない、死んでいく人たちや、以前、渡辺美智雄さんは、乳牛が乳が出なくなったら、肉にするんや。人間も働けんようになったら、死んでくれたら大変助かるんやと、こない言うて、国が止めたと思うんですよ。そういう考え方からまだ一步も前進していないのが、今の政権を担当している人だと思うんです。

だから、こういう憲法にも違反したような、この医療制度を、法律を遵守して、あなたが法律と言っている、高齢者の医療の確保に関する法律にさえ、違反しとるんじゃないですか、そうじゃないですか。

どこの条文に後期高齢者に差別的な医療をしてもええという条文がありますか。あったら、

教えてください。勉強させてもらいます。

議長 法のどこに書いてあるのかというのが質問ですか。

福井議員 そうです。

議長 田中友喜事務局次長。

〔事務局次長 田中友喜君 登壇〕

事務局次長 法律のことなんですけれども、11月20日に、いわゆる我々は第1条で広域連合は、確保法、その他政令、そして、広域連合の条例に基づいて施行しますよということで、保険料金含めて、可決をいただいていると思うんです。

ですから、先ほどからるる、診療報酬等の話とか、いろんな出ているんですけれども、現在、まだ明確に我々もつかんでございません。確定したいろんな論議はされているようでございますけれども、診療報酬をこうするという決定は県の方にもまだ明確におりてないということは、私ども、つかんでございます。

それから、財政面の一番最初に、広域連合のいわゆる、法を調べて遵守せよということが、本、一般質問の大きな1つの質問事項だと思うんで、連合長といたしましては、いわゆる確保法その他、自分ところが可決いただいた条例に基づいて、これは4月1日施行せざるを得ないでしょう。それから、和歌山県のみがこの後期高齢者医療制度を行っているのではございませんので、和歌山が仮にですよ、やめたとすれば、非常に、全国的にその他の被保険者の方に迷惑をかけるということになります。

そういうことで、連合長が4月1日施行を中止することはできませんというのが、13番議員さんに対するご回答でございます。

以上でございます。

議長 13番。簡潔に。

福井議員 何で、法律に従う、憲法に違反した法律には、従う必要、ないじゃないのですか。

そうですね。差別したらあかんというふうになっとるのに、それが、この医療は差別されている。それを執行するんだから、これは、憲法違反にしているんじゃないですと。いまだかつて、憲法を守っていることがない、保守的な人たちがそれがわからんのかってというのは知りませんけれども、憲法が一番中心にあって、その憲法に基づいて、各法律がつくられている。

だから、適正な医療といたって、憲法に基づく解釈でなければならんと、自分らで、勝

手気ままに、こう高齢者をしたいから、適正なんていうのは、そういうふうには当てはめただけである、そういうことは許されない。

だからこそ、今、まだ、この後期高齢者医療をもう4月からやるというのに、中身も決められない、二転三転しとるでしょう。そういう実態ですよ。

だから、この場所で何の答弁しても、聞く耳持たん人が多いらしいし、これはやっぱり住民運動と、次の選挙で、鉄槌を食わすいうところで。

〔「頑張ってください」と言う人あり〕

福井議員 頑張る。

だから、これ以上質問しても、意義のある答弁返ってこない、意味のあるね、だから、終わり。再質許さないでしょう。

議長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 これにて、一般質問を終結します。

以上で、本定例会に付議された案件は全部終了しました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案も、議員各位の終始真剣なご審議によりすべて議了し、無事閉会を宣言できました。

議員各位に衷心より敬意を表するとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。

立春の候とはいえ、寒さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛いただき、ご健勝で広域連合発展のため、ご精進くださることをお願い申し上げます、簡単措辞ではございますが、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

これにて、平成20年2月7日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後3時42分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長 井 口 弘

署 名 議 員 向 井 孝 行

署 名 議 員 池 口 公 二

